

**「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び関連通達の一部改正案に関する意見公募の結果について**

令和4年11月

＜問い合わせ先＞  
航空局安全部安全政策課  
（内線50124）  
TEL: 03-5253-8111（代表）

国土交通省では、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」、「航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」及び「危険物の判定基準等について」の一部改正に関する意見募集を実施し、広く国民の皆様からご意見の募集を行いました。その結果、募集期間において、当該改正案に対して5件のご意見が寄せられました。

それらのご意見に対する当省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、ご報告します。

今回ご意見をお寄せいただきました皆様方のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び関連通達の一部改正案に対する  
ご意見(概要)と国土交通省の考え方**

	ご意見概要	国土交通省の考え方
1	<p>第4号の5様式の様式変更混乱が生じないよう、経過措置を希望する。</p> <p>理由:容器に印刷されているものが非常に多数あり、全ての修正には相当の時間がかかる。 経過措置が無いのであれば、手作業で上からシールを張るなどの作業が必要となる</p>	<p>第4号の5様式の変更につきましては、附則第3条にて令和8年12月31日までの経過措置を設定しております。</p>
2	<p>案文には、別表第18の「リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器」の変更が無いが、運用を含めて変更されないと考えてよいか。 別表第1の「970」は預入手荷物に適用できないと考えるが正しいか。</p> <p>(理由) 現状の告示では、受託手荷物として輸送する場合には電源を切ることが必要。 コイン型リチウム金属電池を内蔵した腕時計、荷物の追跡装置(いわゆるスマート・トラッカー)、LEDキーライトなどは「リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器」と考えられるので、以下のいずれかが必要条件と考えられるが、この扱いには変更が無く「輸送許容物件が使用されたセキュリティシステムを有する装置」以外にリチウム電池で動作する機器をonにしたまま受託手荷物に入れる方法が無いことを確認したい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 電源をonにしたまま持込み手荷物にする</li> <li>b. 電源を完全にoffにしたうえで受託手荷物に入れる</li> <li>c. 電池を取り外したうえで受託手荷物に入れ、取り外した電池は持込み手荷物にする</li> </ul>	<p>ご認識のとおりです。</p>
3	<p>いわゆるトラッカー(GPSや通信などにより自身の位置を明確にするための情報を通信によって外部に送信することで位置情報を確定させる電子機器)などのリチウム電池内蔵機器を電源をオンした状態のまま預入手荷物に入れることができるよう、別表第18に条件を加えていただきたい。 現行法では、持込み手荷物とせざるを得ない告示が改正されれば預入手荷物とすることが可能になる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 本基準は、国際基準に基づき設定したものですので、リチウム電池内蔵機器に係るご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>「965」「968」のセクション I Bには16条が適用されるので、混合包装の要件は重複する。 セクション I Bに固有の要件がなければ不要。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ご指摘を踏まえ、別表第1備考3「965」「968」セクション I Bより、第14条及び第16条の規定と重複する第3号様式によるラベルの貼付要件を削除します。</p>
5	<p>同告示中に「荷送人(貨物利用運送事業者)に航空機への託送を行わせる者を含む。は、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示第17条第1項に記載する書類を正確かつ完全に記載して輸送許容物品を輸送する者に引き渡さなければならない」旨の規定を置くこととされたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 本告示は、放射性物質等を除く爆発物等の輸送基準等を規定したものですので、いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>